

## 平成26年度高鍋高校OB祭実行委員会規約

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、平成26年高鍋高校OB祭実行委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務所を鳴海ヶ丘会館内（高鍋町大字北高鍋4262番地）に置く。

### (組織)

第2条 本会は、平成3年に高鍋高校を卒業した卒業生（以下「会員」という。）をもって組織する。

### (目的)

第3条 本会は、会員の相互の親睦を図り、平成26年度高鍋高校OB祭の各種事業を円滑に遂行するとともに、母校及び高鍋高校同窓会の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) OB祭ゴルフ大会
- (2) OB祭及び懇親会
- (3) 高鍋高校同窓会への協力
- (4) その他本会の目的達成に必要な業務

### (役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事業推進局長 1名
- (5) 事業運営局長 1名
- (6) 部会長 8名
- (7) その他委員長が必要と認める者 若干名

### (役員の任務)

第6条 実行委員長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき又は、実行委員長が欠けたときは、その任務を代行する。

3 事務局長は、委員会全体及び担任部会との連絡調整を行う。

4 事業推進局長は、OB祭の販売広報に関し担任部会との連絡調整を行う。

5 事業運営局長は、OB祭の企画運営に関し担任部会との連絡調整を行う。

6 部会長は、各部会の担当者との連絡調整及び企画立案を行う。

### (会議)

第7条 本会の会議は、役員会と専門部会とし、必要に応じて開催する。

2 役員会は、実行委員長が招集し、第4条に規定する事業目的達成のため必要な事項について審議する。

3 専門部会は、部会長が招集し、部会の目的達成のため必要な事項について審議する。

### (経費)

第8条 委員会及びOB祭の経費は、負担金、寄付金、その他収入をもって充てる。個々の構成員には権利はないものとする。

### (補足)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

### 附 則

この規約は、平成25年10月1日から施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4871-6  
実行委員長 古川 誠